

認定こども園・幼稚園の「預かり保育」を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

在園中の施設が実施する「預かり保育」を利用する子どもたちのうち、**保育の必要性がある子どもたちは、利用料が無償化されます**

- 無償化の対象となるためには、土庄町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります
- 認定こども園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円 までの範囲で「預かり保育」の利用料が無償化されます

【無償化に関する手続き】

現在保育施設へ通われている土庄町在住児童の手続きは、保護者が施設を通じて申請することができます

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

認可外保育施設等を利用する子どもたちのうち、**保育の必要性があるにもかかわらず、保育所、認定こども園等を利用できない子どもたちは、利用料が無償化されます**

- 無償化の対象となるためには、土庄町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります
- 3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます

【対象施設・事業】 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業

【無償化に関する手続き】

現在保育施設へ通われている土庄町在住児童の手続きは、保護者が施設を通じて申請することができます

無償化に関する問い合わせ先

〒761-4106香川県小豆郡土庄町甲620番地（土庄町立土庄中央公民館内）
土庄町教育委員会事務局 教育総務課

【受付時間：月～金（祝日除く）午前8時30分から午後5時15分まで】

電話：0879-62-7012

E-mail：kyouiku@town.tonosho.lg.jp